

(要約)

清代中国における訴訟係属手続—地方での事例と官僚の認識を中心として—

木下慎梧

序章

本論文は、清代中国において訴訟がいかに始まったのか、その係属手続を考察するものである。

清代中国の裁判制度や訴訟手続に関する先行研究では、かつて制度の全体像を概観する研究や訴訟の終結に着目する考察が主体であったが、近年では訴訟の開始や地方における裁判の実例に着目する研究が見られる。しかしながら、訴訟の開始に限ってみても、国家の職権による開始手続、人々訴えを提起した際における当該訴えを取り上げるか否かの判断手続の実態、末端機関を跳び越えた地方上級機関における開始手続、そしてそれら諸手続を運用する官僚の認識といった重要な点については説明がなされていない。

そこで本論文では、清代中国の訴訟係属手続につき、訴えの大半を受け付けていた地方機関に着目して考察を行う。

第1章 在地管理者・組織による裁判事務および紛争解決の補助と地方官の認識

本章では、第2章以降での訴訟係属手続の考察に先立ち、郷約や地保といった在地の世話役（以下、在地管理者・組織）に着目し、国家の法廷に案件が係属するに当たり、郷約や地保などと呼ばれる管理担当者および組織が紛争解決や官の下請けとして活動していた点を踏まえ、彼らが在地での紛争解決あるいは訴訟係属手続に果たした役割を、主に先行研究を基にして整理・概観する。

清代中国における在地管理者・組織は、直接的には宋代に始まる郷約・保甲と明代に始まる里甲制・里老人に由来し、これらが各時代の中で変遷を重ね、最終的に清朝もこれを受け継ぎ全国で設置するに至った。

しかしながら、全国的に組織されたとはいえ、在地管理者・組織は中央から強力な統率を受けるものではなかった。例えば、こうした在地管理者・組織には「郷約」・「地保」・「郷保」・「地総」・「約地」などの名称があり、先行研究でも、各地域で様々な名称があることや、あるいは同一地域の在地管理者・組織であっても時期により名称が変化していることなどが指摘されている。そして、こうした在地管理者・組織の名称の多様性は、中央の統率が弱く、管理や運営が各地域に委ねられていたことを示し、当該地域の地方機関と在地管理者・組織との結び付きが強い傾向にあったことを示す。

また、在地管理者あるいは在地管理組織の役員については、多くの地域で当時のエリートたる郷紳層から選ばれるのではなく、一般郷民の中から選任されており、選任の方法も

地域によって輪番制を取る場合もあれば任期制を取る場合もあった。さらに、時期を下るに連れ、選任の基準が人徳の有無から経済力や識字能力といった税務・行政事務を遂行する能力へと変化し、より官の下請けとしての役割が重んじられる地域も存在した。

一方で職務の内容については、名称の多様性とは裏腹に、ほとんどの在地管理者・組織は徴税・治安維持（不審者の取り締まりや事件発生の際への報告、罪人の捕縛・拘禁・護送における官への協力）・紛争解決（自発的あるいは官の命令による調停）を主要な職務としており、これには地域差が少なかった。

このように、一般郷民との距離が近く、なおかつ官との密接なつながりの中で活動するのが、清代中国の在地管理者・組織であった。

そうした在地管理者・組織に対しては、清代当時の地方官の評価が分かれており、彼らを肯定的に評価する者と否定的に評価する者がいた。前者については、民衆に入れ知恵をして無用な訴訟を起こさせる訟師として活動する郷紳層が少なくなかったことから、エリート層よりも一般郷民に身近な存在である彼らの方が、有効な紛争解決が可能であると評価する見解があった。しかし後者の場合は、まず職権を乱用して郷民の財産を取り上げる、縁故により不公正な調停を行う、強盗事件を隠して窃盗事件だと報告するなどの不正を問題視する見解がある。総じて在地管理者・組織は一般郷民との距離が近く、この点が有意に作用すれば有効な紛争解決を行うなどの効果が得られたが、逆にこれが不正の温床ともなり得た。このことから、彼らによる調停は必ずしも有効な紛争解決手段とは言えず、官の法廷で裁判を行う必要性はなくならなかった。また、そもそも裁判を行って人々の紛争を解決することは官の主要な職務であり、過度に在地での紛争解決を行うと、官の職権を侵害するという警戒感も存在した。

このように、在地管理者・組織は官の業務の補助を担って地方における行政運営を支え、郷民の紛争解決も担当する一方で、地方官からは必ずしも信用を置かれていたわけではなかった。

第2章 「訪案」の内実と意義

清代中国の裁判事案では、訴訟係属手続の方式により、人々からの訴えによって手続を開始する場合（訟案）と、公権力が風評を聞き付けること（訪聞）などによって自ら事案を覚知して手続を開始する場合（訪案）とが存在していた。本章では、後者における訴訟係属手続を考察する。

まず、地方官は具体的にどのような方法で事案の存在を覚知していたのかを検討する。それは、例えば現地エリートたる郷紳と度々面会して情報を得る場合があり、あるいはベテランの属僚や胥役（官庁の下役）に尋ねて情報を得ることもあった。この他、府以上の上級機関ならば末端機関の州県から送られてきた上申や報告・過去の事案記録を入念に確認することで、州県段階で見落とされていた点について捜査を命じることがあった。これに加えて、地方官本人が直接管轄の郷村へ赴き、その際に郷民から現地の治安状況について情報を得ることがあり、さらにスパイを派遣して情報収集や潜入捜査を行うといった手法も存在した。このように、多様な手法を併せ用いて得られた情報を突き合わせることで、効果的な事案の探索を試みていた。

続いて、いかなる事案が訪案の対象となったについて検討を行う。従来、訪案の対象は命盗重案のような刑罰の重い犯罪が対象だったとする見解も存在した。しかしながら、中央で定められた律例を検討すると、刑罰の重さという観点からすると、必ずしも重いものには限られていなかった。

そして地方での裁判事例を確認すると、刑罰の重い重大犯罪に対して官が自ら捜査を開始している事例が見られる一方、賭博や脱税といった刑罰の重さからすると軽い犯罪も対象となっていた。

さらに注目すべきは、台湾や浙江省において水利紛争の発生を訪聞によって覚知した地方官が、未だ訴えのない状況下で差役を派遣し当事者に訴えを起こすよう促した事例である。本来、水利紛争は官が積極的に審理を行う対象ではない戸婚田土細案に属するが、実際には官が紛争を覚知したことにより係属することがあった。また、広東省における事例では、械闘の発生を訪聞した地方官が当事者に訴えて来るよう促している。これは、事案を覚知した時点で当該紛争が大規模化すると予測し、その予防的対策として当事者に訴えを促すというものであった。このように、訪聞による裁判手続の開始の対象となる事案は、重大犯罪に止まらず、刑罰の軽い犯罪や純粋な私人間の紛争もが含まれ得た。

続いて、こうした訪案手続に対して当時の官僚がどのような見解を有していたのか、その認識を考察する。まず、律例において訪拿（訪聞による犯人の捕縛）のみを捜査手法として認める規定の制定経緯を確認すると、あだ名で呼ばれる無頼の取り締まりや、アヘンの取り締まりの際に、誣告によって誤認逮捕・誤判を引き起こす危険性があるとして、第三者の告発・通報を認めず、専ら官自身の探索を認めるべきだとの見解を示す官僚がいたことが分かる。また、アヘン取り締まりの手法について、在地管理者・組織による相互監視や官に対する通報の実効性に疑問を投げかけ、むしろ官の積極的な探索を重視する官僚も存在した。

こうした官の積極的な役割を重視する見解の背景には、当時盛んに行われていた地方官の裁判に不満を持つ民衆が首都北京へ赴いて訴え出る「京控」と呼ばれる現象を回避する目的や、犯罪を覚知しても傍観するに止まるという在地管理者・組織への不信があったと考えられる。また、地方官の側にも官署や役宅に閉じこもりがちな執務形態の中、管轄地域を統治する上での情報を伝聞に頼らざるを得ないという側面もあった。

さらに、上述した訪案の事例を考察すると訪案の対象となる基準が浮かび上がってくる。すなわち、賭博は善良な風俗を害するものであり、人民の教化者たる地方官として重視せざるを得ず、脱税も国家運営上放置できない事案であった。そして、台湾や浙江省における水利事案を訪聞して裁判を開始しようとした事例からは、こうした私人間での紛争の大規模化・殺傷事件化を予め防止しようとした目的が垣間見える。加えて、広東省で械闘事案については、その原因となっている紛争を訴えて来るように促した事例では、械闘自体は既に発生して死傷者が出ていたものの、原因となっている紛争自体は解決していない以上は再度械闘が発生する可能性を否定できないため、械闘の原因となっている紛争の早期解決を図ろうと法廷に訴えて来るよう促したと考えられる。

以上より、訪案の対象は地方官が統治上あるいは職務上見過ごすことのできない多様な案件であったことが分かる。そこには、刑罰の重い事案もあれば、私人間の紛争もあった。

このように地方官が必要を見出すか否かで実施された訪案だが、そうした事案探索の危険性を指摘したり、訪案に否定的な見解も存在した。

まず、直接事案の探索・捜査に当たる差役やスパイが不正を働く危険性があった。彼らの中には資

質に問題がある者もおり、公務の執行に名を借りて私腹を肥やしたり、功績を挙げるために令状を悪用する危険があるとの指摘が見られる。

次に、地方官の得た情報の信頼性にも問題があった。情報提供者が自己の利益を図ったり、あるいは悪意がなくとも情報を誤って認識していた場合、そのような情報を根拠にして事案の探索・処理を行うと、誤認逮捕や冤罪の発生につながりかねない。むしろ、上述のように複数の情報源から情報をえてそれを比較することで一定程度はこうした危険を回避できるが、伝聞情報である以上、こうした危険性を完全に払拭することは不可能であるという限界も存在した。

このように、官が接触的に事案を探索することで、犯罪の取り締まりや紛争の大規模化の防止を図ることができたが、一方で間接的な情報に依存する以上、安易に実施できるものではなかった。つまり、統治上積極的な意義が期待される一方で危険視されてもいたのが訪案であった。

同時に、刑罰の重さなどとは無関係に地方官が必要と見なせば積極的に事案を探索して裁判へとつなげたことからすると、訪案手続は事件や紛争を国家が機動的に選別し、それぞれに応じた対応を行おうとする実務運用であったと言える。

第3章 「准」と「不准」の間——「訟案」における係属手続の様態——

本章では、清代中国における訟案の係属手続に関して、夫馬進氏の論考を参照しつつ、その内実と意義を考察する。

清代中国の訟案の係属手続は、原則として人々が官庁へ訴状を提出することから始まる。そして訴状を受け付けた官の側では、その官庁の長官や補佐役たる幕友が内容を検討して訴えを取り上げるか否かを決定し、提出された訴状の末尾に批（書き付け・コメント）を付して判断を明示していた。

従来、清代中国の訟案の係属手続は、訴えを取り上げる「准」（あるいは「立案」と取り上げない「不准」（あるいは「駁」とを区別することで、係属するか否かを区分するものとされてきた（二分説）。この二分法に基づく分類は中央で定められた律例の規定にも存在していることから、言わば公式の判断区分であったと言える。

しかしながら、実際の地方レベルの裁判文書では、明確に「准」や「不准」の文字を使用して係属の判断を示す批は少数派であり、「差役を派遣する」・「法廷審理に備えて関係者を召喚する」といった批が「准」を意味し、「軽率に訴えを起こすな」・「訴状に明確な記載がない」・「でたらめ至極である」などの批が「不准」を意味するとされてきた。こうした批の存在を背景に、近年夫馬進氏は同治年間（1862～1874年）の四川省巴県の檔案（行政文書）にある事例を検討して、「准」と「不准」の中間に「取り敢えずの不受理」と言える判断領域が事実上存在したことを明らかにし、これを「未准」と名付けた（三分説）。

また、夫馬氏は「不准」と「未准」の区別について、どちらも訴えを取り上げないとする判断ではあるが、「不准」が仮に再訴しても訴えを取り上げないという官の強い意思を判断であるのに対し、「未准」は再訴した場合に取り上げられる可能性を残す判断であったとする。また、「未准」の場合は批に「何度も煩わせるな」などの言葉が書かれるに止まるが、「不准」の場合はこれに加えて明確に「不准」の二文字が記入されるとする。

夫馬氏はこれに加えて、訴えを取り上げるか否かを明言せず、保証人・仲介人・親族・近隣住民といった在地の人々に対して調停を命じる批が下された場合も「未准」であり、逆に検屍担当者である件作を派遣したり関係者を法廷に召喚するといった公権力の明確な行使があつて初めて確定的な「准」として扱われたとする。

ただし、夫馬氏の指摘は巴県という一地域事例であるため、他の地域における手続の様態も検討する必要がある。

そこでまず、巴県で見られた手続の普遍性について検討を行う。夫馬氏が考察した同治年間およびその直後の光緒年間（1875～1908年）の台湾の檔案に見られる事例を確認すると、夫馬氏が指摘する通り、訴えを取り上げない旨を示すものの「不准」という文言のない批が下されたケースでは、後日の再訴が取り上げられていた。一方で、明確に「不准」の二文字が記載されているにも拘わらず後日の再訴で訴えが取り上げられているケースも同様存在する。したがって、訴えを取り上げない判断の中でも暫定的なものが「未准」、断定的なものが「不准」であるとする巴県の区別方式は、台湾においては確認できない。

さらに、台湾の別の複数の事例を確認すると、「不准」の文字が明確に書かれた批や、訴えを取り上げない旨を表明してなおかつ「不准」の語がない批につき、それぞれ（おそらく官庁内で文書を整理する際に付された）欄外に「未准」や「不准」という書き込みがなされている。また、訴訟当事者が「不准」の語がない批につき、後日の再訴において「前回の訴状が不准とされた」旨を申し述べている事例も確認できる。さらに、光緒年間後期の陝西省の事例でも、知県がその時点において訴えを取り上げない旨を「不准」の語を用いて明示した上で、後日再度訴状を提出するよう命じているものがある。

こうしたことから、「不准」が将来的にも再び訴えを取り上げないという断定的な判断で、「未准」が今回は取り上げないが再訴の余地を残す暫定的な判断であるという巴県での手続様態は、普遍性を有したとは言い難いことが分ると共に、「不准」と「未准」のどちらもが、その時点においては訴えを取り上げないという暫定的な判断に過ぎなかったとすることができる。

次いで、訴えが係属した「准」という状態についても考察を加える。夫馬氏は、検屍などのために件作を派遣したり、関係者を法廷に召喚するといった直接的な公権力の行使がなされた場合が「准」であるとし、在地での調停を命じる批は「未准」であったとする。この点につき、地方官の著作にも法廷審理の開始を「准」であるとしたり、差役を派遣することを「准」であるとする見解が存在する。また、訴えを官で扱う場合は「批准」、在地へ下げ渡して処理させる場合には「批仰」などと用語を使い分ける史料も存在し、これらは国家権力の直接的な行使の有無によって「准」か「未准」であるかを分ける夫馬氏の見解と合致する。しかし一方で、差役や件作を派遣するという明確な権力の行使があつた場合でも、それを「准」とは見なさないとする地方官も存在し、全ての地方官について夫馬氏の指摘が当てはまるわけではないことが分かる。

また、より位置付けが難しいのが、檔案や判語中にしばしば現れる在地での紛争解決を命じる批の性質である。すなわち、「准」か「不准」かの係属判断に際して、在地での紛争解決を命じる批が下される場合もあるが、これは一つの解決方法を示したものとして「准」であるとも受け取れる一方、差役の派遣や法廷審理を行うとするわけではないため、「不准」の一形態だとも考えられる。

そこで、台湾の事例を確認すると、形式上同じ在地での解決を命じる批であっても、ニュアンスの

違いなどにより、大きく三つの類型が存在した。

一つ目の類型は、訴えを取り上げないことを意味する場合である。親族による紛争解決を命じた上で訴訟を起こしたことを批判する批が下された事例や、親族による紛争解決を命じた批に対して、官の側で「未准」と注記するなどの事例が見られる。

二つ目の類型は、請求に対する代替措置を意味する場合である。原告が訴状に記載した要求（開廷して審理を行ってほしいなど）自体は容認しないものの、親族などに諭（指示）を下して調停を命じた事例がそれである。この事例では、最初に訴えを取り上げない旨の批で親族による調停を命じた後、二回目の訴えに対する批でも親族による調停を命じている。しかしながら、一回目の批は訴えを取り上げないことを示すために親族の調停に言及するのに対し、二回目の批は訴えの原因たる紛争を解決する具体策として親族の調停に言及する。また、この二回目の批ではさらに親族へ調停を命じる諭を下しており、同じ罪での紛争解決を命じる批であっても、一回目の批と比較して根本的に性質が異なる。つまり、形式上同じく親族による調停を命じた批であっても、ニュアンスによって性質が全く異なっていた。

また、原告の認識ではあるものの、一回目の訴状で法廷審理を求めた訴えに対して在地管理者に調査を命じる批が下された事例では、後日の訴状において当事者が前回批を「准」と認識していた旨を述べているケースが確認できる。このように、台湾の事例からは、差役を派遣したり法廷審理を行うといった直接的な公権力の行使がなくとも、少なくとも訴訟当事者から「准」と見なされる場合があったことが分かる。

三つ目の類型は、原告の請求を聞き入れることを意味する場合である。在地管理者に諭を下すよう求めた訴えに対して、官が要求を認める批を下し、実際に在地管理者へ諭を発した事例が該当する。史料上、官あるいは訴訟当事者がこの批を「准」なのか「不准」と認識していたのかという点については何も言及がないが、請求内容からみれば原告の訴えを聞き入れているのであり、「准」の一形態と評価できる。

以上三つの類型に分類した事例から考えると、直接的な国家権力の発動の有無は「准」か「不准」かを分ける上で大きな意味を持つが、絶対的な基準とまでは言えない。むしろ、在地での解決を促す批が「准」を意味するのか「不准」を意味するのかは、訴訟当事者の要求に対する官の応じ方で個別的に決まるものであった。つまり、清代中国の訴訟係属の判断は、「准」から「不准」に至るまでがグラデーションのように連続体として存在する中でなされており、裁判を行う地方官は、これらの中から個々の訴えに最適と考える手段を批で示していたのである。

それでは、在地での紛争解決を命じる批が「准」を意味するのか「不准」を意味するのか、地方官はどのように考えていたのか。この点につき、地方官には様々な見解が存在する。まず、親族への調停命令は「准」ではないとする地方官や、在地の指導層への調査命令は「准」以前の段階にあるとする地方官がいた。さらに、在地での紛争解決を促す批の性質を「准」でもなく「不准」でもない、あるいは訴訟指揮上のツールとして敢えて「准」とも「不准」とも明言しないのだと述べる地方官も存在した。したがって、在地での紛争解決を命じる批の性質は「准」なのか「不准」なのかは一義的に決まるものではなく、訴え（請求）の内容・訴えを受け付ける地方官の方針・批の文意・手続の経過などにより異なっていたことが分かる。

それでは、「准」でも「不准」でもない「未准」と呼ばれる判断領域は、なぜ生まれたのか。夫馬

氏は、その原因を民衆の訴えを不当に取り上げない官員を処罰する律例規定（「告状不受理」条）に求める。すなわち、膨大な数の訴訟が提起されていた清代中国において、全ての案件を取り上げるわけにはいかない官が、「訴えを取り上げない」のではなく「まだ取り上げていない」とすることで処罰を免れようとしたというものである。しかしながら地方官の残した記録からは、むしろ国家の法廷では有効に紛争を解決できないため「准」か「不准」かを明示せず在地へ下げ渡すと述べたり、「准」か「不准」かを明確に示すことで当事者間の紛争が悪化する危険を回避する必要性を指摘する例が確認できる。したがって、懲戒処分を恐れた可能性は否定できないが、むしろ紛争に対する官としての対応の限界や、紛争の実質的な解決策の探求から、訴えを取り上げるか否かを明言せず在地へ下げ渡す批を下していたのであり、これが「未准」という曖昧な判断領域を生み出す背景にあったと言える。

そして、このような様態を有する清代中国の「准」・「不准」といった判断は、現代日本での「受理」・「不受理」とは大きく異なっていた。

第4章 府の初審機能——越訴の取り上げと審理に着目して——

本章では、清代中国における地方上級機関の一つである府における越訴事案の係属を考察する。

府は末端機関であらゆる裁判の初審を担当する州や県の直属上級機関である。このため、本来受け付ける訴えは既に州県へ訴えた事案に限られ、直接府のような上級機関へ訴えた場合は、越訴として取り上げてはならないのが法制上の原則であった。この点は律文において明確に規定されている他、追加法たる条例や皇帝の上諭などにおいても、繰り返し強調されている。しかしながら、こうした条例や上諭の存在は、裏を返せば越訴が地方上級機関において取り上げられていたことを意味する。

その実例を府の長官たる知府の記録に探すと、府で越訴を取り上げ、なおかつ州県へ審理を命じるのではなく、直接審理を行っている事例を複数の知府で確認できた。そこでは、喧嘩による軽傷の事案、賭場によるトラブルに起因する事案、金銭貸借をめぐる事案、土地・建物を巡る事案、他家へ嫁いた妹を騙してさらに別の家へ売り飛ばした事案、娘が男から性的嫌がらせを受けたと父親が訴えた案件が存在した。

これらの案件は、いずれも州県での審理がなされている場合にはその旨が記されている史料から取り上げたものであり、他の案件に見える州県での審理過程が記されていないことから、府で直接取り上げて審理を行ったものであると分かる。

また、後二者の事案は重い刑罰を科せられる可能性を有する重大事案であるが、それ以外の案件は、軽い刑罰が想定される案件か、あるいは全く刑罰の想定されない事案であった。清代中国では、刑罰の重さに応じてどの程度上級機関が関与するのかに差異があったことを考えると、軽い刑罰や刑罰を科さない案件は、上級機関の関与する必要性が薄いと言える。しかしながら、実際には以上の事例からも分かる通り、重大案件でなくとも越訴が取り上げられて審理されるケースが存在していた。

そして、このように越訴を知府が取り上げる背景を考察すると、当時の地方上級官の認識に行き着く。そこでは、越訴は国家の制度に反する行為であるものの、州県官の裁判に不公正があった場合の救済の必要性や、わざわざ上級機関に出向く以上は何がしか当人にとって重大な事案であろうとの推測が可能であるとの認識を窺うことができる。つまり、差し迫った状況にあるかもしれない民衆を

前にして、越訴であるからと機械的に退けることは憚れるという認識が存在し、これが越訴を取り上げる要因になっていた。

終章

以上、本論文各章で明らかとなった諸点を総合すると、清代中国における訴訟係属手続とは、各地方官が状況に応じた必要性を独自に考慮して、裁判を開始するか否かを判断するものであった。

同時に、これらの手続を広く清代中国における裁判制度全体の中に置くならば、全国的には一元的・統一的に成り立っていたかに見える制度や手続が、実のところ地方において極めて柔軟・多様で曖昧な領域を有する実務に支えられていたという特徴が窺える。